

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集

胴ベルト型安全帯は限界!?
「ハーネス型」使用促進のすすめ・下
みなとみらい労働法務事務所 菊一 功

ニュース

国挙げて「保安人材」育成を
爆発事故で三重県が緊急提言

いんたびゅう

ワイヤーソーイング工法
防護養生さえすれば災害は防げます
第一カッター興業(株) 渡辺 清二さん

WEB版はカラーでご覧になれます!!
WEB登録(無料)のお問い合わせは



0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2204

2014

2 / 15

■ 災害のあらまし ■

ある日、建設コンサルタントA社に労働基準監督署から一報が入った。内容は「貴社の下請B社のC作業員が業務上災害によるケガをしているので、労災保険の申請書に証明して書類を出し直すように…」という内容のものであった。

労基署から一報があるまで、下請B社からは一切の報告や連絡もなく、驚いた建設コンサルタントA社がその事実確認を行ったところ、既に終了していた「建設工事の設計・調査・測量」などについて一括受注した際、その一部の地質調査のために下請B社に発注したボーリング工事で、現場から出た残土をB社の敷地内でトラックから下ろす作業中に、C作業員が誤って荷台から転落して被災したものと判明した。

さらに下請B社は自社の敷地内で発生した災害であったことから、当然のように下請B社独自の労災保険番号により労災保険を申請していたことが分かった。

■ 判断 ■

業務災害とは、業務上の事由によって労働者が負傷・疾病・障害または死亡することをいい、その判断は「業務遂行性」と「業務起因性」によって、業務上・外の判断をする。この「業務遂行性」とは、労働者が労働契約に基づいて事業主（下請事業主）の支配下にあることをいい、作業中はもちろん、作業の準備や後片付け中、休憩時間中の事業施設内の行動や出張中などがこれにあたる。また「業務起因性」とは、業務と傷病などとの間に「相当因果関係がなくしてはならない」ということで、業務中に負傷したことを指す。

従って、下請B社のC作業員のケガは、

社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21青森会
鳴海事務所

所長 鳴海孝仁

第166回

業務遂行性・業務起因性が認められ業務上と判断された。

■ 解説 ■

【有期事業】

建設の事業などは、事業の性質上、一定の目的を達するまでの間に限り活動を行う事業（有期事業）であり、この有期事業は、一定の目的を達するために行われる作業の一体を一つの事業として取り扱うこととされている（昭62・2・13発労徴第6号、基発第59号）。

【請負事業の一括】

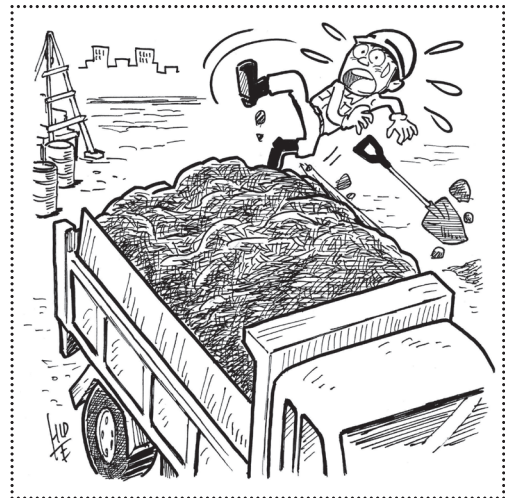
数次の請負で行われる建設の事業などは、個々の下請負事業を独立した事業として把握せず、原則元請負事業に吸収された「一つの事業」として取扱い、元請負人が全体の事業について事業主が労災保険の適用を受け、一つの保険関係で処理する（徴収法8条1項、同施行規則7条）。

【建設コンサルタントの行う事業】

①建設工事の設計、調査、測量、工事監理、企画、立案などを請負もしくは受託を業とする、いわゆる建設コンサルタントの行う事業については、原則として業者の本店、支店などの事業場において成立する継続事業に含め、「94 その他の各種事業」の労災保険率を適用する。従って、作業上現地で雇用する臨時労働者および工事監理などのため、工事現場に派遣される労働者は、前記の保険関係に含めて取り扱う。

②前号①の取扱いを受けるものが、ボーリング工事、横坑掘さくなどを伴う地質調査などの建設工事を請負施工する場合には、同工事を①の事業とは区別し、有期事業として建設事業の労災保険率を適用。

③建設業と建設コンサルタントを併せ営むものが、建設工事の設計、調査、工事監



理などを建設工事と同一場所で、かつ同一時期に併せて行う場合には、同事業を建設工事の保険関係に含めて適用する。以下、省略（昭39・5・14基発第610号）。

上記を総合すると、今回の地質調査のボーリング工事について、下請事業者の災害は、業務遂行性・業務起因性が認められ（業務災害）、さらに「後片付け等の資材」が同工事現場のものと特定されていたことから「請負事業の一括」の対象と判断され、建設コンサルタントA社に対して労働基準監督署から指摘・指導があったものと考えられる。今回、適用される労災保険番号は、前記②のとおり、ボーリング工事を分離して、元請けの有期事業として建設業の労災保険を適用する。

災害の直接の原因が私的行為だったりすると業務外となるほか、また複数の建設現場から出された資材・土石などが原因で、建設現場を特定できない場合は、下請け事業者自らの労災保険を使用する（いわゆる「資材置き場」での災害）こともあり得る。

ただし、この「資材置き場」の災害については、ネット検索でも分かるように、「労災かくし」の疑いを持たれることもあるので注意しなければならない。